

介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設 みやびの里（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用できるものとします。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額15万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 4 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者、利用者の家族又は身元引受人が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第3項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付します。
- 3 利用者及び身元引受人は連帯して、前月の料金の合計額を毎月28日の利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者の預貯金口座より引き落としすることにより支払をいたします。この場合の「口座引き落とし事務手数料」は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者の負担といたします。
- 4 やむを得ない事由により、現金又は口座振込みにて支払を行う場合、利用者は前月の料金の合計額を毎月20日までに支払います。
- 5 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。又、「口座引き落とし」された場合の領収証は、ご利用月の翌々月の利用料請求書に同封して送付することといたします。なお、領収証の再発行はいたしませんので大切に保管してください。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則としてこれに応じます。

- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することができます。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者又は身元引受人は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

事業者は、介護老人保健施設短期入所療養介護入所利用約款又は介護予防介護老人保健施設短期入所療養介護利用約款に基づいて、利用約款の内容を説明しました。

令和 年 月 日

<事業者名> 住 所 埼玉県さいたま市北区別所町920

法人名 医療法人社団 誠恵会
短期入所療養介護事業所
介護予防短期入所療養介護事業所
事業者名 介護老人保健施設 みやびの里

管理者 施設長 安山 雅子 (印)

説明者 (印)

介護老人保健施設みやびの里を利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護利用約款又は介護予防介護老人保健施設短期入所療養介護利用約款の説明を担当者から受け、十分に理解し同意いたしました。

令和 年 月 日

<利用者> 住所 _____

氏名 _____ (印)

<身元引受人> 住所 _____

氏名 _____ (印)

短期入所療養介護事業所 みやびの里

介護予防短期入所療養介護事業所 みやびの里

重要事項説明書

(令和 6年 4月 1日現在)

1、施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設 みやびの里	
・開設年月日	平成17年4月1日	
・所在地	埼玉県さいたま市北区別所町920	
・電話番号	048-668-1020	・FAX番号 048-668-1025
・管理者名	安山 雅子	
・介護保険指定番号	介護老人保健施設 (1156580047号)	

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、又、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

又、要介護状態の軽減や悪化の防止に特に資する支援が必要な状態と見込まれる状態、又は継続して日常生活を営むのに支障がある状態の人に、在宅での介護予防介護保険サービスを提供し、更に、家庭復帰の場合には療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 みやびの里 の運営方針]

- ① 老人の自立を支援し、家庭への復帰を目指します
- ② 明るく家庭的な雰囲気のもとで、地域と家庭との結びつきを重視し、一般社会とのふれあいを図ります。
- ③ リハビリテーション、看護、介護を中心とした医療ケアを行い早期の家庭復帰、社会復帰に努めます。

(3) 施設の職員体制

介護老人保健施設（短期入所療養介護を含む）		
・管理者	1名	・支援相談員 6名
・医師	5名	・理学・作業療法士 言語聴覚士 23名
・薬剤師	1名	・管理栄養士 1名
・看護職員	22名	・介護支援専門員 4名
・介護職員	59名	・事務職員 3名

(4) 従業者の職務内容

- ① 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- ② 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

- ③ 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- ④ 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。
- ⑤ 介護職員は、利用者の短期入所療養介護計画に基づく介護を行う。
- ⑥ 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- ⑦ 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- ⑧ 管理栄養士（栄養士）は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- ⑨ 介護支援専門員は、利用者の短期入所療養介護計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- ⑩ 事務員は必要な事務を行う。

(5) 従業者の勤務体制

早番	午前 7時00分～午後4時00分	日勤	午前9時00分～午後6時00分
遅番	午前10時30分～午後7時30分	夜勤	午後4時30分～午前9時30分

(6) 入所定員等

- ・ 定員 150名（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を含む）
通所リハビリ
- ・ 定員 80名
療養室（個室及び2人室の利用には、別途料金をいただきます。）

特別室	2室
個室	16室
2人室	26室
4人室	20室

2、サービス内容

当施設入所中を明るく家庭的な雰囲気なもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂で召し上がっていただきます。）

朝食	7時30分～ 8時30分
昼食	11時30分～12時30分
夕食	17時30分～18時30分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います。）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 口腔衛生の管理

- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
行事食には、通常のメニューのほか特別な食事を用意しております。特別な食事の提供には、別途料金をいただくこともあります。
- ⑪ 理美容サービス（毎週水曜日に実施いたします。）
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他
 - * サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額をお支払いいただきます。
 - * これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3、協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

- ・名称 医療法人社団 誠恵会 のなか内科
- ・住所 さいたま市大宮区下町3丁目7-1
グランドミッドタワーズ大宮スカイタワー1階
- ・名称 さいたま市民医療センター
- ・住所 さいたま市西区島根299-1

【協力歯科医療機関】

- ・名称 大成ファミリー歯科
- ・住所 さいたま市北区大成町4-389-2

◇ 緊急時の連絡

緊急の場合には、「申込書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

4、施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付以外の利用料と位置づけられていますが、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施に食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会時間
面会時間は、次の時間内とさせていただきます。

全日(平日、祝祭日すべて)	午前10時より午後6時まで
---------------	---------------

- ・ 外出、外泊

外出・外泊をご希望の場合は、事前に職員にお話いただき、届出用紙を事務室までご提出ください。

- ・ 飲酒・喫煙

飲酒及びアルコール類の持込はご遠慮ください。又、施設内は禁煙となっております。

- ・ 火気の取扱いは、一切禁止とさせていただきます。

- ・ 設備・備品の利用

設備・備品の利用は、ご入所中に必要となる介護用品（車椅子、歩行器、歩行杖等）は、施設でお貸しできるものもありますので、ご相談ください。

- ・所持品・備品等の持ち込み
介護用品（車椅子、シルバーカー等）をお持込になる場合は、他と区別がつきますようにお名前等の記入をお願いします。
- ・金銭・貴重品の管理
高価な時計、指輪、ネックレス等の貴重品、高価な衣類、鞄、その他高価な品物の施設への持ち込みはご遠慮いただきます。又、金銭等の持ち込みは小額（1,000円程度）でお願いいたします。
- ・居室、フロアについて
入所されている方の状態や施設側の判断により、居室の種類が希望通りにならない場合があります。又、入所中に居室やフロアを変更する場合があります。
- ・ペット等の施設への持ち込みはご遠慮ください。又、他のご利用者への迷惑行為は禁止しております。

5、非常災害対策

- ・防災設備　　スプリンクラー、消火器、消火栓、避難用すべり台
- ・防災訓練　　年2回

6、禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7、緊急時の対応

当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介又は診療を依頼する事があります。

8、事故発生の防止及び発生時の対応

当施設では、安全かつ適切に、介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。また、サービス提供時等に事故が発生した場合、必要な措置を行います。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施します。
- 4 利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。
- 5 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

9、身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

- 2 当施設は、身体的拘束の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

10、虐待の防止等

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

11、褥瘡対策等

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

12、要望及び苦情等の相談・個人情報保護の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。又、個人情報保護に関するご相談も賜ります。

(☎ 048-668-1020)

要望や苦情、又、個人情報の取り扱いに関する苦情についても支援相談員又は介護支援専門員（ケアマネジャー）にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

受付に備えられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。更に他の相談先として「さいたま市介護保険課」や「埼玉県国民健康保険団体連合会」があります。

- ・ さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課 048-829-1265
- ・ さいたま市北区健康福祉部高齢介護課 048-669-6068
- ・ 埼玉県国民健康保険団体連合会 048-824-2568

13、通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は以下のとおりとする。

さいたま市北区、大宮区、西区、見沼区、上尾市

14、提供するサービスの第三者評価機関の実施状況

実施の有無 無

15、その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

<別紙2>

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の利用料金などについて

(令和 6年 4月 1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関するあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者、身元引受人の希望を十分に取り入れ、又、計画の内容については同意をいただくようになります。

介護予防短期入所療養介護では、要支援者を対象とする予防給付と、虚弱高齢者を対象とする介護予防事業（地域支援事業）の介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが一貫性・連続性をもって取り組みます。アセスメントを行い、介護予防ケアプラン（予防給付では介護予防サービス計画、介護予防事業では介護予防支援計画）に基づいたサービスを提供します。介護予防ケアマネジメントは、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を維持できるようにするために、本人ができるることはできる限り本人が行うことを基本として、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることを目指していきます。

3. 利用料金

(1) 短期入所療養介護 施設利用料(1日あたり)

要介護1	(1割) 887円 (2割) 1,773円 (3割) 2,660円	多床室	(1割) 805円 (2割) 1,609円 (3割) 2,413円	個室
要介護2	(1割) 940円 (2割) 1,880円 (3割) 2,820円	多床室	(1割) 856円 (2割) 1,711円 (3割) 2,567円	個室
要介護3	(1割) 1,009円 (2割) 2,017円 (3割) 3,025円	多床室	(1割) 923円 (2割) 1,846円 (3割) 2,769円	個室
要介護4	(1割) 1,065円 (2割) 2,130円 (3割) 3,195円	多床室	(1割) 981円 (2割) 1,961円 (3割) 2,942円	個室
要介護5	(1割) 1,124円 (2割) 2,247円 (3割) 3,371円	多床室	(1割) 1,037円 (2割) 2,074円 (3割) 3,111円	個室

(2) 介護予防短期入所療養介護 施設利用料(1日あたり)

要支援1	(1割) 655円	多床室	(1割) 619円	個室
	(2割) 1,310円		(2割) 1,237円	
	(3割) 1,964円		(3割) 1,855円	
要支援2	(1割) 827円	多床室	(1割) 776円	個室
	(2割) 1,654円		(2割) 1,551円	
	(3割) 2,480円		(3割) 2,326円	

(3) 加算料金(1日あたり)

①夜勤職員配置加算	(1割) 26円
	(2割) 52円
	(3割) 77円

介護量が増加する朝食・夕食及びその前後の時間帯を含む夜勤時間帯全体における手厚い職員配置を評価し加算されます。

②個別リハビリテーション加算	(1割) 257円
	(2割) 513円
	(3割) 769円

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が個別にリハビリテーションの提供が行われた場合に算定されます。

③緊急短期入所受入加算	(1割) 97円
	(2割) 193円
	(3割) 289円

利用者の状態や家族の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者に対して、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合に7日を限度として加算されます。

④重度療養管理加算	(1割) 129円
	(2割) 257円
	(3割) 385円

要介護4又は5の方で、別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的には医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合に加算されます。

⑤在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)	(1割) 55円
	(2割) 109円
	(3割) 164円

在宅復帰・在宅療養支援等指標（在宅復帰率・ベッド回転率・入所前後訪問指導割合・退所前後訪問指導割合・居宅サービス実施数・リハ職専門の配置割合・支援相談員の配置割合・要介護4又は5の割合・喀痰吸引の実施割合・経管栄養の実施割合）が一定の割合以上。地域に貢献する活動を行なっている事。

(上記の算定用件を満たしている期間に限って算定されます。)

⑥送迎加算	片道	(1割)	197円
		(2割)	393円
		(3割)	590円

利用者の心身の状態、家族等の状況から送迎を実施した場合に加算されます。

⑦療養食加算	1日3回を限度	(1割)	9円
		(2割)	17円
		(3割)	26円

利用者の病状等に応じて、医師により利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、療養食が提供された場合に加算されます。

⑧総合医学管理加算	(1割)	294円
	(2割)	588円
	(3割)	882円

治療管理を目的とし、基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行なうこととなつてない指定短期入所療養介護を行った場合に10日を限度として加算されます。

⑨口腔連携強化加算	(1割)	54円
	(2割)	107円
	(3割)	161円

事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門委員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に1月に1回限り算定されます。歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が当該従業者からの相談等に対する体制を確保し、その旨を文書などで取り決めていること。

⑩サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1割)	20円
	(2割)	39円
	(3割)	58円

介護保険サービスを入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上である場合に加算されます。

⑪介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数の1000分の39に相当する単位
	介護職員の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事に届け出た上で、利用者に対し、短期入所療養介護を行った場合に算定されます。

⑫介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数の1000分の21に相当する単位
	介護福祉士の配置等要件を満たし、勤続10年以上の介護職員等を対象に賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た上で、入所者に対し、介護保険サービスを行なった場合に算定されます。

⑬介護職員等ベースアップ等支援加算	算定した単位数の1000分の8に相当する単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得している場合に算定されます。

※⑪～⑬の加算は、令和6年5月31日までの算定となります。

令和6年6月1日からは⑭の加算が算定されます。

⑭介護職員等処遇改善加算（I） 算定した単位数 1000 分の 75 に相当する単位
介護福祉士の配置等要件を満たし、資格や勤続年数に応じた昇給の仕組みの整備、
介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た上で、
入所者に対して介護保険サービスを行なった場合に算定されます。

（4）その他の料金

①食費	朝食	520円
	昼食（おやつ込）	740円
	夕食	630円

但し、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が上限となります。

②居住費（療養室の利用費）（1日あたり）

・従来型個室	1,720円（令和6年8月1日～ 2,090円）
・多床室	520円（令和6年8月1日～ 740円）

但し、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が上限となります。

③特別な室料(1日あたり)

・特別室	3,150円
・個室	2,100円
・2人室	1,050円

④理美容料 実費 2,000円

⑤毛染め料 実費 4,500円

⑥熱を発生する電気製品使用料 1日あたり 50円

⑦日用品費 1日あたり 260円

おしぶり、タオル、シャンプー、リンス、洗顔石鹼、歯ブラシ、スポンジブラシ、
歯磨き粉、ポリデント等の日用消耗品の費用であり、施設でご用意するものをご
使用いただく場合にお支払いいただきます。

⑧教養娯楽費 1日あたり 260円

手芸教室、書道教室、生け花教室、茶道教室等の選択制クラブ活動にかかる費用で
あり、施設でご用意するものをご使用いただく場合にお支払いいただきます。

（5）支払い方法

毎月 15 日頃までに前月分の請求書を発行いたしますので、その月の 28 日の「金
融機関口座自動引き落とし」にてお支払い下さい。この場合の口座引き落とし事務
手数料は利用者のご負担となります。

やむを得ない事由により、現金支払い又は銀行振り込みの方法を利用することも

可能ですが、できる限り、「金融機関口座引き落とし」をご利用下さい。尚、現金でのお支払いは、月～金の午前10時～午後5時までにお願いいたします。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。「金融機関口座引き落とし」をされた場合の領収証は、ご利用月の翌々月の利用料請求書に同封して送付します。なお、領収証の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。

※利用料金については、介護保険からの給付額等の変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

また、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。